

第2章 災害予防

土砂災害予防計画

【関係機関】 県（農林水産部、農地部、◎土木部）、関東森林管理局、北陸農政局、北陸地方整備局、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山防災ヘルパー、新潟県治山ボランティアセンター、一般社団法人新潟県建設業協会

※「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律」について、以下、「土砂災害防止法」という

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本県は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在する。

ア 県民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ 県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

あわせて、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、県土の多くを占める中山間地域や、都市機能や生産活動の麻痺など、社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するため、災害防止事業の実施を加速するとともに、施設能力を超える現象が発生しても被害を最小化するよう対策を実施する。

さらに、市町村及び県民への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

エ 施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

災害対策基本法第7条第3項
災害対策基本法第54条第1項

土砂災害防止対策基本指針四.1

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を策定するにあたっては、市町村と連携して積極的に支援を行う。

また、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

県民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市町村、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めない

ようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

3 県・国の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施（農林水産部）

ア 保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

県内の保安林の種類及び面積（令和7年3月31日現在） 単位：ha

保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積
土砂流出防備保安林	96,605	水害防備保安林	24
土砂崩壊防備保安林	1,498	潮害防備保安林	4
飛砂防備保安林	1,421	なだれ防止保安林	2,731
防風保安林	561	落石防止保安林	32

イ 治山事業の実施

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備等のハード対策を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や既設治山施設の点検を実施し、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

森林法第25条、第39条の3
森林法第4条第5,6項

県内の山地災害危険地区数及び概成箇所数（令和7年3月31日現在）

施設区分	地区数	概成箇所数
山腹崩壊危険地区	(51)2,572	(17)580
崩壊土砂流出危険地区	(94)2,992	(22)444
計	(145)5,564	(39)1,024

() は国有林内で外書き

(2) 砂防事業の実施（土木部）

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。また、避難確保や防災のための重要インフラの機能を維持するための施設整備を速やかに実施する。

砂防法第2条、
第5条

県内の土砂災害警戒区域（土石流）及び概成箇所数

（令和7年3月31日現在）

	区域数	概成区域数
土石流の土砂災害警戒区域	2,795	738

注：土石流の区域数は、保全対象に人家が5戸以上および人家4戸

以下のうち対策施設整備中または整備済みの区域数である。

(3) 地すべり対策事業の実施（農林水産部、農地部、土木部）

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

地すべり等防止
法第3条、第51
条

区 分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林水産部 (治山課)

ウ ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域(これに準ずべき土地を含む)の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省 農村振興局)	農地部 (農地建設課)
エ ア～イに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的を実施し、必要に応じて修繕等を行う。

災害対策基本法第51条

県内の地すべり危険箇所等数等及び概成箇所数(令和7年3月31日現在)

所管区分	危険箇所数 (土砂災害警戒区域等※ および危険区域)	法指定箇所数 (法指定区域数)	概成箇所数
国土交通省	650	501	277
農林水産省 農村振興局	600	338	175
林野庁	(6) 572	(2) 358	(2) 120
合計	(6) 1,822	(2) 1,197	(2) 572

() は国有林内で外書き

※土砂災害警戒区域等の区域数は、農地・林業を除いた人家5戸以上の区域および人家4戸以下のうち対策施設整備中または整備済みの区域数

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施(土木部)

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

また、災害時に人家等に被害を与え、救急・救命活動や速やかな復旧など、社会経済活動にも影響を与える可能性が大きい斜面内の立木を伐採し、被害防止や軽減を図る。

建築基準法第39条第2項、第40条
新潟県建築基準条例第6条、第8条

土砂災害防止法第4条第1、2項

県内の土砂災害警戒区域（急傾斜地）及び概成箇所数

（令和7年3月31日現在）

急傾斜地の土砂 災害警戒区域数	法指定箇所数	概成箇所数
1,874	466	449

注：急傾斜地の区域数は、保全対象に人家が5戸以上および人家4戸以下のうち対策施設整備中または整備済みの区域数である。

土砂災害防
止法第7条

(5) 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知（農林水産部、農地部、土木部）

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、また、関係市町村を通じ、住民へ周知する。

(6) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）の発表（土木部、新潟地方気象台）

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表する。

土砂災害防
止法第10条
第1項、19
条、26条第
1、2項

(7) 土砂災害関連情報システムの整備（土木部）

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市町村などに常時提供できるよう体制整備を進める。

地すべり等
防止法第7
条
新潟県地す
べり巡視業
務委託要領
第1条及び
第2条

(8) 情報伝達体制の整備（農林水産部、農地部、土木部）

県は、市町村を通じて行う、住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(9) 市町村の防災体制整備への支援（農林水産部、農地部、土木部）

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を行う。

(10) 住宅の移転促進（土木部）

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、若しくはがけ地に近接する住宅を移転する市町村を支援する。

(11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進（土木部）

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施及び結果の公表

土砂災害防
止法第28、
29、30、31
条

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 土砂災害警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- ・住宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に関する許可制
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告等による移転者への融資、資金の確保

(12) 地すべり防止区域の巡視業務委託（農林水産部、農地部、土木部）

地すべり等防止法第7条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、県は地すべり防止区域の巡視業務を市町村に委託する。

(13) 専門技術ボランティア等の活用（農林水産部、土木部）

県は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用（農林水産部）

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ 砂防・治山ボランティアとの協働（農林水産部、土木部）

本県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員OBを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人 新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(14) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する

体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市町村に提供できる体制を整備する。

法第51条

(15) 二次災害の予防（農林水産部、農地部、土木部）

ア 迅速な応急対策への備え

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ 二次的な土砂災害への対応

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

(16) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を踏まえた対応

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

建築基準法
第39条第2
項、第40条
新潟県建築
基準条例第6
条、第8条

4 市町村の役割

法第51条

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

法第56条

(2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、若しくははがけ地に近接する住宅の移転促進を図る。

土砂災害防
止法第8条

(4) 避難指示等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込ん

で避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(5) 情報伝達体制の整備

- ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。
- イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線(戸別受信機含む)等の整備に努める。
- ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

- ア 当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。
 - ・ 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
 - ・ 警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地。
 - ・ 上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項。
 - ・ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- ウ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布する。

この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

(7) 地すべり巡視員の設置(農林水産部、農地部、土木部)

県より地すべり防止区域の巡視業務を委託された市町村は、業務を実施するための地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

(8) 高齢者の避難行動に対する理解の促進

市町村は、国と連携し防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネージャー)の連携により、高齢者の避難行

災害対策基本法第51条
災害対策基本法第56条

土砂災害防止法第8条

新潟県地すべり巡視業務委託要領第4条第1項、第5条第1項

動に対する理解の促進を図る。

(9) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項
- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項
- ・ 避難指示等の発令基準、対象区域に関する事項
- ・ 避難場所の開設、運営に関する事項
- ・ 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む）
- ・ 防災意識の向上（防災訓練等）に関する事項

5 防災関係機関の役割

各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

付図1 土砂災害警戒情報の伝達系統

